

株式交換にかかる事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2024 年 6 月 21 日

あいホールディングス株式会社

株式交換に係る事前開示事項

東京都中央区日本橋久松町12番8号
あいホールディングス株式会社
代表取締役会長 佐々木 秀吉

あいホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2024年5月31日に、岩崎通信機株式会社（以下「岩崎通信機」といい、当社と岩崎通信機を総称して、以下「両社」といいます。）との間で、株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、2024年10月1日を効力発生日として、本株式交換契約に基づき株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1に記載のとおりです。
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
別紙2に記載のとおりです。
3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3に記載のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 岩崎通信機は、2024年5月31日開催の取締役会において、当社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、岩崎通信機を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は別紙1のとおりです。

② 岩崎通信機は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により当社が岩崎通信機の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時までには消却する予定です。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

① 当社は、2023年11月30日開催の取締役会において、岩崎通信機との間で資本業務提携を行うことを決議し、2023年12月18日、岩崎通信機が実施する第三者割当増資の引受けにより岩崎通信機の普通株式4,900,000株を取得し、岩崎通信機を当社の持分法適用会社としました。

② 当社は、2024年5月31日開催の取締役会において、岩崎通信機との間で、当社を株式交換完全親会社とし、岩崎通信機を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は別紙1のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はございません。

別紙 1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

あいホールディングス株式会社(以下「甲」という。)及び岩崎通信機株式会社(以下「乙」という。)は、2024年5月31日(以下「本契約締結日」という。)付けで、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式の全部(甲の保有する乙の株式を除き、「本株式」という。)を取得する。

第2条(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

- (1) 甲(株式交換完全親会社)
商号:あいホールディングス株式会社
住所:東京都中央区日本橋久松町12番8号
- (2) 乙(株式交換完全子会社)
商号:岩崎通信機株式会社
住所:東京都杉並区久我山1丁目7番41号

第3条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が本株式を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主名簿に記載又は記録された株主(但し、第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除き、以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計数に0.6を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における本割当対象株主に対し、その有する乙の株式1株につき、甲の普通株式0.6株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条(資本金及び準備金に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
0円
- (2) 資本準備金の額
会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額とする。
- (3) 利益準備金の額
0円

第5条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2024年10月1日とする。

但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第6条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、株主総会において本契約の承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。また、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において、会社法第783条第1項の規定に基づき本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する手續を行うものとする。
3. 本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつそれぞれの子会社をして善良な管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、本株式交換に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ相手方と協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 甲及び乙は、以下の各号に規定するものを除き、本契約締結日以降、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。
 - (1) 甲は、2024年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり45円又は配当性向50%を超えない範囲の金額のいずれか高い金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (2) 乙は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり25円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

第8条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議に基づき、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部につき、基準時をもって消却する。

第9条（事情変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議して合意の上、本株式交換に関する条件を変更し、又は本株式交換を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、(i)効力発生日の前日までに乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii)甲において、会社法第796条第3項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要とな

ったにもかかわらず、効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために効力発生日に先立って必要となる関係官庁等の承認等が得られない場合、及び(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第11条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して定めのない事項その他本株式交換に必要な事項については、本株式交換の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決定する。

本契約の作成を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 5 月 31 日

甲： 東京都中央区日本橋久松町 12 番 8 号
あいホールディングス株式会社
代表取締役会長 佐々木秀吉



本契約の作成を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 5 月 31 日

乙： 東京都杉並区久我山 1 丁目 7 番 41 号
岩崎通信機株式会社
代表取締役社長 木村彰吾



別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	あいホールディングス (株式交換完全親会社)	岩崎通信機 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.6
本株式交換により交付する株式数	あいホールディングスの普通株式：6,024,584株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

岩崎通信機株式1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.6株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する岩崎通信機株式4,900,000株（本日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が岩崎通信機の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における岩崎通信機の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、当社を除きます。）に対して、その所有する岩崎通信機株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の当社株式を割当交付する予定です。当社は、かかる交付にあたり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

なお、岩崎通信機は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時まで消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、岩崎通信機の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる岩崎通信機の株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

(ア) 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(イ) 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元100株となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを当社から買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる岩崎通信機の株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び岩崎通信機は、本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に、岩崎通信機は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサルティンググループ」といいます。）を第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである名古屋・山本法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、岩崎通信機においては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、岩崎通信機の第三者算定機関である山田コンサルティンググループから受領した株式交換比率算定書、当社及び岩崎通信機と重要な利害関係を有しないリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率は妥当であり、岩崎通信機の株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、当社及び岩崎通信機は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及び岩崎通信機は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である大和証券及び岩崎通信機の第三者算定機関である山田コンサルティンググループはいずれも、当社及び岩崎通信機の関連当事者には該当せず、当社及び岩崎

通信機からは独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

大和証券は、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2024年5月30日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。なお、DCF法の前提となる事業計画に関しましては、大幅な増減益を見込んでおりません。また、当該財務予測は、スタンドアローンの計画を前提として作成しております。

岩崎通信機については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用して算定を行いました。市場株価法においては、2024年5月30日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。なお、DCF法の前提となる事業計画に関しましては、2025年3月期から2026年3月期は、2024年5月15日に公表しました「構造改革実施に関するお知らせ」のとおり、構造改革の実施により、営業利益が改善することに伴い大幅な増益を見込んでおります。また、昨年12月の本資本業務提携後、両社間でのシナジー実現のための諸施策の実施のための協議を開始しており、両社間で実施する諸施策のうち現時点で取引条件等について合理的に確定できる事項についてはそれに伴うシナジーを事業計画に反映しております。他方で、両社がともに上場企業であり、その株主に対して各々の適正利益を追求する責務を負っている状況の中で、両社間で取引条件について協議を行ったものの合意に至っていない施策に係るシナジー及び本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、事業計画には反映しておりません。本特別委員会において、岩崎通信機が2022年5月13日に開示した中期経営計画を踏まえて事業計画を検証した経緯については、下記（5）「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

なお、当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の岩崎通信機の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.28～0.29
DCF法	0.52～0.62

（注）大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、当社及び岩崎通信機から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2024

年5月30日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

山田コンサルティンググループは、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2024年5月30日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法では、当社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。なお、算定の前提とした財務予測には大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、スタンダードアローンの計画を前提として作成しております。

岩崎通信機については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用して算定を行いました。市場株価法においては、2024年5月30日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法では、岩崎通信機が作成した財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2024年5月15日に公表しました「構造改革実施に関するお知らせ」のとおり、構造改革の実施により、2025年3月期は約7億円、2026年3月期は約12億円の費用の削減に伴い、営業利益について2024年3月期が赤字であったのに対して、2025年3月期においては844百万円となる予定であることから、対前年度比で30%以上の増益となることを見込んでおり、2026年3月期においては対前年度比104%の増益となることを見込んでおります。また、昨年12月の本資本業務提携後、両社間でのシナジー実現のための諸施策の実施のための協議を開始しており、両社間で実施する諸施策のうち現時点で取引条件等について合理的に確定できる事項についてはそれに伴うシナジーを事業計画に反映しております。他方で、両社がともに上場企業であり、その株主に対して各々の適正利益を追求する責務を負っている状況の中で、両社間で取引条件について協議を行ったものの合意に至っていない施策に係るシナジー及び本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、事業計画には反映しておりません。本特別委員会において、岩崎通信機が2022年5月13日に開示した中期経営計画を踏まえて事業計画を検証した経緯については、下記(5)「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

なお、当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の岩崎通信機の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.27～0.29
DCF 法	0.51～0.76

(注) 山田コンサルティンググループは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルティンググループの算定は、2024年5月30日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2024年10月1日を予定）をもって、岩崎通信機は当社の完全子会社となり、岩崎通信機株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2024年9月27日付で上場廃止（最終売買日は2024年9月26日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、岩崎通信機株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により岩崎通信機の株主の皆様が割り当てられる当社株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所での取引が可能であることから、基準時において岩崎通信機株式を167株以上保有し、本株式交換により当社株式の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受ける岩崎通信機の株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において167株未満の岩崎通信機株式を保有する岩崎通信機の株主の皆様には、当社株式の単元株式数である100株に満たない当社株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、その保有する単元未満株式を買取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を当社から買増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、岩崎通信機の株主の皆様は、最終売買日である2024年9月26日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する岩崎通信機株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社及び岩崎通信機は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、それぞれ第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、交渉・協議を行い、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。なお、当社及び岩崎通信機は、両社において、本株式交換に際して実施されている他の株式交換比率の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を踏まえて、本株式交換に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、いずれも、第三者算定機関から、本株式交換における株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換のリーガル・アドバイザーとして当社は名古屋・山本法律事務所を、岩崎通信機はTMI 総合法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、名古屋・山本法律事務所及びTMI 総合法律事務所は、いずれも当社及び岩崎通信機から独立しており、重要な利害関係を有しません。

③ 独立したファイナンシャル・アドバイザーの起用

岩崎通信機は、本株式交換の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、株式交換比率の算定を依頼した上記①の独立した第三者算定機関のほか、SMBC日興証券を独立したファイナンシャル・アドバイザーとして起用しております。SMBC日興証券は、当社及び岩崎通信機に対して通常の銀行取引業務を提供している株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループ企業の一員ではありますが、①SMBC日興証券におけるアドバイザリー業務を提供する部署とその他の部署及び三井住友銀行との間で弊害防止措置として所定の情報遮断措置が講じられていること、②SMBC日興証券は岩崎通信機に対して、一般取引先と同様の取引条件での取引を実施していること、並びに③SMBC日興証券は当社及び岩崎通信機の関連当事者に該当しないことから、SMBC日興証券のファイナンシャル・アドバイザーとしての独立性は確保されており、これらを踏まえ、かつSMBC日興証券のファイナンシャル・アドバイザーとしての実績にも鑑みた上で、岩崎通信機はSMBC日興証券をファイナンシャル・アドバイザーに選任しております。なお、岩崎通信機はSMBC日興証券からは株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。

(5) 利益相反を回避するための措置

岩崎通信機は、当社が、既に岩崎通信機株式（2024年3月31日現在の発行済株式総数14,940,974株（自己株式を除く）に占める議決権の割合にして32.80%）を保有しており、岩崎通信機が当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当すること、また両社の間に

は下表「当事会社間の関係」に示したとおりの関係があることを勘案し、利益相反の疑義を回避する観点から、以下の措置を講じております。

(当事会社間の関係)

資本関係	2024年3月31日現在、あいホールディングスは、4,900,000株（2024年3月31日現在の発行済株式総数14,940,974株（自己株式を除く。）に占める議決権の割合にして32.80%）の当社株式を保有しております。
人的関係	あいホールディングスグループは、2024年5月31日現在、当社グループより4名を出向者として受け入れています。
取引関係	あいホールディングス社製品のODM案件において、両社は共同研究開発を行っております。

① 岩崎通信機による独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

岩崎通信機は、2024年3月29日、当社からの提案に対する岩崎通信機取締役会における意思決定に慎重を期し、また、岩崎通信機取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、岩崎通信機取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが、岩崎通信機の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも当社と利害関係を有していない岩崎通信機の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている沖恒弘氏及び田原永三氏、並びに岩崎通信機の監査等委員かつ社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている河本茂氏の3名により構成される本特別委員会を設置しました。なお、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとしています。

本株式交換を検討するにあたって、岩崎通信機は、本特別委員会に対し、(i) 本株式交換の目的の正当性及び合理性、(ii) 本株式交換に係る取引条件の妥当性、(iii) 本株式交換の交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性並びに (iv) 上記 (i) 乃至 (iii) その他の事項を前提に、本株式交換が岩崎通信機の少数株主にとって不利益であるか否か（以下 (i) 乃至 (iv) を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問しました。本特別委員会は、2024年4月4日から2024年5月30日までに会合を合計7回開催したほか、自ら情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、岩崎通信機が選任した第三者算定機関である山田コンサルティング、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券につき、いずれも独立性及び専門性に問題が無いことを確認し、その選任を承認いたしました。その上、岩崎通信機からは、岩崎通信機の事業内容・事業環境、主要な経営課題、本株式交換による岩崎通信機の事業に対して想定されるメリット・デメリット、株式交換比率の前提となる岩崎通信機の事業計画の算定手続等について説明を受けております。また、岩崎通信機のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、本株式交換に係る岩崎通信機取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を、岩崎通信機の第三者算定機関である山田コンサルティングより本株式交換における株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明をそれぞれ受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、当社と岩崎通信機との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、当社から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等

について協議を行い、岩崎通信機に意見する等しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、(i) 本株式交換は、岩崎通信機の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、合理性があると認められる旨、(ii) 本株式交換の条件には妥当性が認められる旨、(iii) 本株式交換に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が認められる旨、及び(iv) 上記(i)乃至(iii)その他の事項を踏まえ、本株式交換の決定が岩崎通信機の少数株主にとって不利益なものではない旨が記載された答申書を、2024年5月30日付で岩崎通信機の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要については、以下のとおりです。

(i) 本株式交換の目的の正当性及び合理性

(a) 当社及び岩崎通信機が本資本業務提携開始以降、本協業施策の具体的内容及びそのための条件について協議を重ねた結果、本資本業務提携開始時に想定していた以上に多分野において更なるシナジーを創出できる可能性があるとの認識に至ったこと、(b) 他方で両社はともに上場会社であり、その株主に対してそれぞれの利益を追求する責任を負っており、真摯な交渉を行うことによって迅速な本協業施策の実施が困難となる可能性があること、(c) 岩崎通信機としては、主力事業において今後単独で持続的な成長を企図することが困難であり、グループ人員の適正化による固定費削減等も余儀なくされる中で、本協業施策の早期かつ確実な実施等、当社との協業深化を徹底する必要があると、本資本業務提携後に岩崎通信機は当社との本協業施策の一部を早期に実行に移す等、積極的に企業価値向上に向けて尽力してきたこと、

(d) それにもかかわらず、本資本業務提携後も岩崎通信機の株価は低迷していること、株式市場において十分な評価が得られておらず、本資本業務提携後の2024年2月に公表分も含めて岩崎通信機は2024年3月期に二度にわたって業績見通しの下方修正を行っていること、及びこれまで岩崎通信機において実施してきた一連の固定費削減策に加えて、グループ従業員の約2割に相当する200名規模の、人員削減を含む人員適正化を公表するに至っていることから明らかにおり、本資本業務提携後も岩崎通信機を取り巻く経営環境は依然として極めて厳しい状況にあること、(e) このような状況下で、当社が、本資本業務提携のシナジーを十分に発揮し、各種の本協業施策をより機動的に推進するために、当初の持分法適用関連会社体制ではなく、本株式交換により岩崎通信機をその完全子会社とすることが最適であると判断し、岩崎通信機に対し、同社を完全子会社化する意向を申し入れたこと、(f) 岩崎通信機は、当社からのかかる提案について慎重に検討した結果、対等な精神に基づく両社の経営統合を実施し、当社の完全子会社となることで、従来以上に本協業施策を迅速かつ緊密に連携し、両社グループの中長期的な視点に立った経営戦略を機動的に実現することが可能となるほか、上場維持コストを削減することができるため、本株式交換は岩崎通信機の企業価値の向上に資するとの結論に至ったこと、並びに(g) 本株式交換後に具体的に検討可能な施策及び当該施策を通じたシナジーとして、①グラフテック計測機器事業の譲受、②当社からの更なる生産受託及び当社との共同研究開発の深化、並びに③出向による人材交流を通じた岩崎通信機人材の最適化及びシナジーの深化が想定されることの各点に係る岩崎通信機の説明を受け、これに対する質疑応答を経て総合的に検討した結果、岩崎通信機からの説明に不合理な点はなく、本株式交換の実施は、当社及び岩崎通信機の安定的な事業運営及び両社の企業価値向上に資することから、

目的の正当性及び合理性が認められる。

なお、本特別委員会は、本取引に際して用いられた岩崎通信機の事業計画が、同社が2022年5月に公表された中期経営計画と同一ではないものの、(a) 2022年5月以後に生じた岩崎通信機を取り巻く経営環境の変動を踏まえて必要に応じた見直しを行うことは自然といえ、かつ(b) 従前の中期経営計画作成時点からの事業環境の変動を踏まえ作成された岩崎通信機の事業計画の内容について、いずれも一定の論拠が示されており、不合理な点がないこと等から、事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認している。

(ii) 本株式交換に係る取引条件の妥当性

岩崎通信機が、山田コンサルティンググループから取得した株式交換比率算定書の算定結果において、当社の株式1株当たりの株式価値を1とした場合の岩崎通信機の株式の評価レンジは、市場株価法0.27~0.29、DCF法0.51~0.76であり、本株式交換比率は、市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回り、DCF法による算定結果のレンジの範囲内かつ中央値に近い比率である。また、本株式交換比率は、当社株式及び岩崎通信機株式の2024年5月29日の東京証券取引所の終値(2,443円及び668円)に基づいて算出された交換比率に対して119.43%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた比率に相当し、かかるプレミアムの水準については岩崎通信機株主に対して、近年に実施された他の上場子会社の株式交換による完全子会社化事例における平均的なプレミアム水準より著しく高い水準のプレミアムを提供しているといえる。

さらに、本株式交換は岩崎通信機の株主に対して、当社の株式を割当交付するものであるところ、岩崎通信機の株主は、当社の株主として、本株式交換により生じることが期待されるシナジーの実現による利益を享受することが可能であり、当社が東京証券取引所プライム市場に上場されていることから、単元株式数以上の当社株式を取得する岩崎通信機の株主には引き続き株式の流動性が確保されており、単元株式数未満の当社株式を取得する岩崎通信機の株主も、単元未満株式の買取制度を利用することができる。

よって、本株式交換の実施方法や対価の種類として、岩崎通信機の株主に対して、当社株式を交付することには妥当性が認められる。

(iii) 本株式交換の交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

本株式交換の検討において、岩崎通信機は、本特別委員会を設置し、当社との協議・交渉の状況について適時に本特別委員会に報告した上で、その意見を最大限尊重していること、独立した外部専門家から助言を受けながら本株式交換比率を含む本株式交換の条件の妥当性等について慎重に検討及び協議を行っていること、少数株主の利益保護の観点から本株式交換比率を引き上げるための真摯な協議・交渉を行っていること、及び交渉過程において特別の利害関係を有する者を関与させていないことから、本件取引の手続は公正である。

(iv) 上記(i)乃至(iii)その他の事項を前提に、本株式交換が岩崎通信機の少数株主にとって不利益であるか否か

上記(i)乃至(iii)から、本株式交換は岩崎通信機の株主に不利益でない。

- ② 岩崎通信機における、利害関係を有しない取締役（監査等委員であるものを含む。）全員の承認

本日開催の岩崎通信機取締役会では、岩崎通信機取締役の全員にて審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、岩崎通信機取締役のうち、当社との間に利害関係を有している取締役はおりません。

3. 本株式交換の対価として当社株式を選択した理由

当社及び岩崎通信機は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社の株式を選択しました。

当社の株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されているところ、岩崎通信機の株主の皆様は、当社の株主として、本株式交換により生じることが期待されるシナジーの実現による利益を享受することが可能であることから、上記の選択は適切であると判断いたしました。

4. 当社の資本金及び資本準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加すべき当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額とする。
- (3) 利益準備金の額 0円

上記資本金及び準備金の額は、当社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

別紙3 株式交換完全子会社についての最終事業年度に係る計算書類
次ページ以降をご参照ください。

第115回定時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

自 2023年4月1日
至 2024年3月31日

- 株主総会参考書類 第2号議案に関する事項
 - ・あいホールディングス株式会社の定款
 - ・あいホールディングス株式会社の最終事業年度（2022年7月1日から2023年6月30日まで）に係る計算書類等の内容

岩崎通信機株式会社

事業報告

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が緩和されたことに伴い、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、ウクライナや中東情勢をはじめとする不安定な国際情勢、原燃料価格の高騰、為替の変動、継続的な物価上昇による消費や企業設備投資の減速懸念などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

このような状況の中、当社グループでは2022年5月に公表した中期経営計画「REBORN」で「第1層 徹底した固定費削減」、「第2層 事業の選択と集中及びアライアンスによる成長戦略推進」、「第3層 M&Aによる成長戦略推進」を掲げ、実現に向けた抜本的な構造改革を推進しています。

当連結会計年度においては、「成長戦略推進」の取組として、昨年12月にあいホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結及び同社を引受先とする第三者割当増資を実施し、当社はあいホールディングス株式会社の持分法適用会社となりました。同社との関係性を基盤としたシナジー創出によって両社の企業価値を高めるべく、販売・開発・製造・管理の各プロセスにおいて協力体制の構築を進めています。また、第三者割当増資による調達資金の一部を原資として投資を計画しているあいホールディングス株式会社の100%子会社であるグラフテック株式会社の主要計測事業譲受けや同社グループ会社との共同研究開発の実施等についても具体的な協議を進めています。

「第1層 徹底した固定費削減」では、久我山本社コストの削減を実現するため、昨年5月に間接業務の効率化に向けた新基幹システムの稼働を開始したほか、同年9月には生産体制を日本国内に集約し、効率化による原価低減を図るため、当社の100%子会社であるIwatsu (Malaysia) Sdn. Bhd.の全株式をSilitech Technology Corporationに譲渡しました。また、DX推進に係る取組の成果として、本年4月に経済産業省が定めるDX（デジタルトランスフォーメーション）認定制度に基づき、「DX認定事業者」の認定を取得しました。「顧客DX」、「工場DX」、「社内DX」を三つの柱とした推進体制を構築し、ユーザーへの価値提供やロボットとの協働による多様な働き方・コスト削減を提案するとともに、社内においても業務標準化やBIツール等の導入により間接業務の効率化を推進することで、利益最大化に向けた社内リソースを拡充してまいります。

「第2層 事業の選択と集中及びアライアンスによる成長戦略推進」では、昨年6月にgroxi株式会社の全株式をエレコム株式会社に譲渡し、事業の選択と集中を図るとともに、株式譲渡先であるエレコム株式会社との協業関係を深めることで、注力分野である「オフィスDX」に向けた商材・サービスの多様化やコスト競争力の向上を図っています。また本年2月には「電子計測事業の成長戦略推進」のため、ドイツのプローブメーカー企業であるHeimann Industries AGによる第三者割当増資を引き受け、資本参加しました。同社との協業により、今後成長が期待されるパワーエレクトロニクス関連商材の強化と海外展開の加速を推進しています。

以上のとおり、中期経営計画2年目の施策は着実に進捗しています。これらを成果に結びつけるべく、本年4月から導入した社内カンパニー制により、各カンパニー及びコーポレート部門の責任と権限を明確にした上で、「意思決定のスピードアップ」、「各カンパニーの収益性の可視化」及び「開発・販売が一体となった顧客満足度向上」により、中期経営計画達成に向けた取組を加速してまいります。

当連結会計年度の経営成績は、原燃料価格の高騰や大幅な為替変動等の外部環境変化に起因した仕入コストの上昇、中期経営計画の施策実行に係る一過性費用の発生や前連結会計年度に計上した棚卸資産評価損の改善が当初計画比で遅延したこと等により、売上収益は21,290百万円（前連結会計年度比6.9%減）、営業損失は489百万円（前連結会計年度は989百万円の営業損失）、経常損失は516百万円（前連結会計年度は911百万円の経常損失）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益はgroxi株式会社の株式譲渡に伴う関係会社株式売却益878百万円及び政策保有株式の縮減等に伴う投資有価証券売却益222百万円を計上したこと等により526百万円（前連結会計年度は1,196百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントごとの状況は次のとおりです。

(情報通信事業)

情報通信事業においては、主にコンタクトセンター向けクラウドソリューションの売上収益が大型案件の受注及びクラウドサービスの進展に伴う需要増加により堅調に推移しましたが、連結子会社の株式譲渡による影響に加え、受託生産の売上収益が既存案件の収斂や新規案件の延伸等で減少したことにより、事業全体の売上収益は15,412百万円（前連結会計年度比12.4%減）、セグメント損益は部品調達環境の改善に伴い前連結会計年度に計上した棚卸資産評価損の減少もありましたが、主に原材料調達コストの上昇やネットワーク関連機器の多様化に伴う外部委託工事増加等の要因により、718百万円の利益（前連結会計年度比4.3%減）となりました。

(印刷システム事業)

印刷システム事業においては、主に国内消耗品の需要が昨年9月からの価格改定を前に増加したことや印刷関連商材の大型案件を受注したことにより、売上収益は1,691百万円（前連結会計年度比10.1%増）、セグメント損益は売上収益の増加及び前連結会計年度の事業再編に伴い商品及び製品ラインナップの整理を実施したことで棚卸評価損が減少したことにより、63百万円の損失（前連結会計年度は163百万円の損失）となりました。

(電子計測事業)

電子計測事業においては、主に電子部品で前連結会計年度に増加した需要の反動により減少しましたが、環境保全意識の高まりを背景としたパワーエレクトロニクス関連製品の受注が増加したことにより、事業全体の売上収益は3,306百万円（前連結会計年度比3.7%増）、セグメント損益は販売構成品の変動に伴う売上原価率の低下により、487百万円の利益（前連結会計年度比300.0%増）となりました。

(不動産事業)

不動産事業においては、主に昨年3月に連結子会社とした匿名組合が賃貸マンション3物件に係る固定資産（信託受益権）を取得し稼働を開始したことに伴い、売上収益は879百万円（前連結会計年度比60.1%増）、セグメント損益は主に賃貸オフィスの稼働率改善及び新規に取得した賃貸マンションもほぼ満床稼働していることに伴い、331百万円の利益（前連結会計年度比109.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、需要動向に対応した新製品の開発、生産及び原価低減、さらに成長戦略推進のための設備投資を総額9,257百万円実施しました。

(情報通信事業)

情報通信事業では、主力のビジネスホン関連商品の開発・生産用設備、製品用ソフトウェアを中心に461百万円の投資を実施しました。

(印刷システム事業)

印刷システム事業では、化学技術を応用した事業への転換に向け、機械及び装置を中心に90百万円の投資を実施しました。

(電子計測事業)

電子計測事業では、開発・生産用設備を中心に38百万円の投資を実施しました。

(不動産事業)

不動産事業では、匿名組合における賃貸マンション3物件（信託受益権）の取得のため、8,562百万円の投資を実行しました。

(その他)

報告セグメント以外では、当社における本社建物及び各種システムの整備を中心に106百万円の投資を実施しました。

このほか、経常的に発生するものを除き、重要な設備の除却、売却はありません。

(3) 資金調達の状況

2023年12月18日を払込期日とする第三者割当による新株式4,900,000株の発行により、3,714百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは2022年度を起点に4年間の中期経営計画「REBORN」を策定し、聖域なき大胆なコスト構造改革、省エネ・効率化などカーボンニュートラル社会の実現に貢献する成長戦略、そしてESG経営を不転の決意で推進しています。

一方で中期経営計画2年目までの進捗は、施策は着実に実行しているものの、地政学リスクに端を発したサプライチェーンの混乱や原燃料価格の高騰、円安の進行等の外部環境の変化が、仕入コスト上昇や部品先行手配による棚卸資産評価損の増加等により当社グループの損益に大きな影響を与えており、中期経営計画で掲げる目標から大きな乖離が生じています。

このような状況を改善すべく、主力の情報通信事業における生産性の向上、電子計測事業及びコンタクトセンター事業の強化、並びに昨年12月に資本業務提携を締結したあいホールディングス株式会社とのシナジー創出にリソースを集中させることにより、永続的な利益体質を構築してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区分	第112期	第113期	第114期	第115期
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	(当連結会計年度) 2024年3月期
売上収益 (百万円)	21,706	23,182	22,871	21,290
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	△896	590	△911	△516
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (百万円)	5,233	595	△1,196	526
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)	527.52	59.96	△120.15	45.36
純資産額 (百万円)	24,971	25,359	24,152	29,987
総資産額 (百万円)	36,110	36,441	35,304	46,723

(注) 従来、商品及び製品の販売のうち国内の販売において出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識していましたが、当連結会計年度より引渡時点で収益を認識する方法に変更しています。当該会計方針の変更により、前連結会計年度について、遡及適用後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第112期	第113期	第114期	第115期
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	(当事業年度) 2024年3月期
売上収益 (百万円)	16,525	17,064	16,588	16,286
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	△830	288	△942	△752
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	5,237	343	△862	1,060
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)	527.94	34.54	△86.58	91.31
純資産額 (百万円)	22,300	22,269	21,352	26,430
総資産額 (百万円)	33,127	34,068	33,729	37,115

(注) 従来、商品及び製品の販売のうち国内の販売において出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識していましたが、当事業年度より引渡時点で収益を認識する方法に変更しています。当該会計方針の変更により、前事業年度について、遡及適用後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

子会社の状況

名称	資本金又は 出資金 (百万円)	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
岩通マニュファクチャリング(株)	295	100.0	情報通信機器製造業
岩通ソフトシステム(株)	80	100.0	ソフトウェア業
東通工業(株)	50	100.0	情報通信機器修理業
岩通ネットワークソリューション(株)	94	100.0	情報通信機器販売業
電通サービス(株)	10	100.0	情報通信機器販売業
岩通ビジネスサービス(株)	94	100.0	ビルメンテナンス業
岩通ケミカルクロス(株)	50	100.0	加工紙製造業
その他1社			

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
情報通信事業	ビジネスホン、PBX、構内PHSシステム、スマホ連携ソリューション、ペー징システム、電話機、ネットワーク関連機器、コンタクトセンタソリューション、CRMソリューション、システム運用監視サービス、データセンターサービス、データ分析ソリューション、セキュリティソリューション、資産管理ソリューション、BCP対策ソリューション、無線認証システム、緊急通報装置、LED照明調光システム、エネルギーマネジメントシステム、太陽光発電監視システム、遠隔残量監視システム、Webコミュニケーションツール、工場IoTソリューションの製造販売
印刷システム事業	デジタル製版機、名刺カッター、ラベル印刷機、インクジェットプリンタ、搬送機、関連消耗品、ケミカル関連商材、受託加工の製造販売
電子計測事業	デジタル・オシロスコープ、各種プローブ、デジタル・マルチメータ、ユニバーサル・カウンタ、信号発生器、教育実習装置、熱伝導率測定装置、位置決め変位計、非接触変位計、非接触厚さ計、放射線量モニタ、アイソレーションシステム、半導体カーブトレーサ、高電圧CV測定システム、静電ノイズ試験装置、磁性材料特性測定装置、パターン・ジェネレータ、パワーアナライザ、周波数レスポンス&インピーダンスアナライザ、ベクトルネットワークアナライザ、アンプ、航空宇宙機器システム、電子部品（コネクタ、スイッチ、ハーネス）、赤外線サーモグラフィの製造販売
不動産事業	不動産の賃貸等

(8) 主要な営業所及び工場

営業所：東京都、埼玉県、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県

工場：岩通マニュファクチャリング(株)（福島県）

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
情報通信	646名
印刷システム	66名
電子計測	112名
不動産	2名
全社	57名
合計	883名

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
404名	48.0歳	21.4年

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,980,344株 (うち自己株式39,370株)
- (3) 株主数 5,734名

(4) 大株主の状況

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
あいホールディングス株式会社	4,900,000	32.80
The Hongkong and Shanghai Banking Corp. Ltd.	2,769,200	18.53
株式会社三菱UFJ銀行	498,135	3.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	462,700	3.10
株式会社日本カストディ銀行	384,000	2.57
日本生命保険相互会社	300,255	2.01
明治安田生命保険相互会社	300,065	2.01
岩通協力企業持株会	246,156	1.65
岩通グループ従業員持株会	184,372	1.23
加賀電子株式会社	151,300	1.01
計	10,196,183	68.24

3. 会社役員に関する事項

(1) 役員一覧

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
木村 彰吾	代表取締役社長社長執行役員	
相浦 司	取締役常務執行役員ICTビジネス本部長	
下村 規夫	取締役執行役員技術本部長兼技術本部技術推進部長	
小野口 匡史	取締役執行役員営業本部長兼営業本部ネットワークソリューション営業部長	岩通ネットワークソリューション株式会社代表取締役社長
時田 英典	取締役執行役員管理本部長	
沖 恒弘	取締役	
田原 永三	取締役	
西村 隆治	取締役(監査等委員)	
佐藤 修	取締役(監査等委員)	
河本 茂	取締役(監査等委員)	
田中 利明	取締役(監査等委員)	
高橋 禎一	取締役(監査等委員)	

- (注) 1. 沖恒弘、田原永三、河本茂、田中利明及び高橋禎一は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ています。
2. 内部監査部門等との十分な情報共有や連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、西村隆治及び佐藤修を常勤の監査等委員として選定しています。
3. 監査等委員西村隆治及び監査等委員佐藤修は、当社の最高財務責任者を務めた経験から、また、監査等委員田中利明は、金融機関で融資先審査等の豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号で定める額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担していません。

(4) 社外役員の状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	沖 恒 弘	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち12回出席し、公認会計士として培ってきた財務及び会計に関する豊富な経験や見識をもとに一般株主の利益保護を踏まえ、当社の経営に有益な意見や率直な指摘等の発言を適宜行っています。また、任意の報酬指名諮問委員会の委員を務め、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場での監督等の役割を果たしています。
取締役	田 原 永 三	社外取締役就任後に開催の取締役会9回のうち9回出席し、製薬会社での豊富な経歴及び取締役として培ってきた見識をもとに一般株主の利益保護を踏まえ、当社の経営に有益な意見や率直な指摘等の発言を適宜行っています。また、任意の報酬指名諮問委員会の委員を務め、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場での監督等の役割を果たしています。
取締役 (監査等委員)	河 本 茂	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち12回、また、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。主に、保険会社での豊富な経歴や見識から、取締役会に有益な助言を行っています。また、社外から得られる情報をもとに一般株主の利益保護を踏まえ、中立の立場から客観的な発言を適宜行うなど、監査・監督機能を十分に発揮しています。
取締役 (監査等委員)	田 中 利 明	社外取締役就任後に開催の取締役会9回のうち9回、また、監査等委員会8回のうち8回に出席いたしました。主に、金融機関での豊富な経歴や見識から、取締役会に有益な助言を行っています。また、社外から得られる情報をもとに一般株主の利益保護を踏まえ、中立の立場から客観的な発言を適宜行うなど、監査・監督機能を十分に発揮しています。
取締役 (監査等委員)	高 橋 禎 一	社外取締役就任後に開催の取締役会9回のうち9回、また、監査等委員会8回のうち8回に出席いたしました。主に、電気通信事業者での豊富な経歴や見識から、取締役会に有益な助言を行っています。また、社外から得られる情報をもとに一般株主の利益保護を踏まえ、中立の立場から客観的な発言を適宜行うなど、監査・監督機能を十分に発揮しています。

(5) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針といいます。）を決議しています。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役を過半数とする任意の報酬指名諮問委員会（以下、報酬指名諮問委員会といいます。）に対して意見照会を実施しています。

基本方針として取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬制度は、常勤取締役は、役割に応じた定額部分と業績連動部分で構成する月例の固定報酬制としています。社外取締役（監査等委員である取締役を除く）は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から定額報酬による月例の固定報酬制としています。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬体系及び個人別の報酬額の決定にあたっては、報酬指名諮問委員会に対して事前に意見の照会を行い実施するものとしています。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の成果貢献に対する評価及び報酬額としています。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、定額部分と業績連動部分により構成されており、その報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する他社水準を踏まえ、役員ごとに割合を設定しています。取締役会より委任を受けた代表取締役社長は報酬指名諮問委員会の意見を尊重し、報酬割合の範囲内で取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬内容を決定するものとしています。

役員ごとの割合は、代表取締役社長が定額部分70%、業績連動部分30%、取締役常務執行役員が定額部分75%、業績連動部分25%、取締役執行役員が定額部分80%、業績連動部分20%です。

定額部分については、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしています。

また、業績連動部分については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映させるものとし、当該事業年度の連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益、配当状況及び各取締役の役職に応じた成果貢献を総合的に勘案して決定するものとしています。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしています。

なお、業績連動報酬は、当該事業年度の業績指標と各取締役の役職に応じた重責度合いを勘案し、年度業績に対する成果貢献を評価して決定しています。

本指標の実績については、1. 企業集団の現況に関する事項 (5) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

取締役会は、代表取締役社長木村彰吾氏に対し当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の額の決定を委任しています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬指名諮問委員会がその妥当性等について確認しています。

これらの手続を経て取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しています。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第112回定時株主総会において、年額190百万円以内と決議しています。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでいません。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第112回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しています。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役は3名）です。

なお、当社は2024年3月29日開催の取締役会において、決定方針を報酬指名諮問委員会による答申・提言を受けた上で、下記のとおり変更決議をしており、2024年4月度より適用します。

（基本方針）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、業績の持続的な向上及び企業価値の最大化に向け、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するインセンティブとして十分に機能することができる報酬体系として、固定報酬として支給される基本報酬と事業年度ごとの業績に連動する業績連動報酬等により構成するものとします。

なお、監督機能を担う社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については、その職責や職務と独立性の観点から固定報酬としての基本報酬のみとします。

（基本報酬に関する決定方針）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とします。また、当該基本報酬の額は役位、職責及び担当職務のほか、当社従業員の給与水準、同業他社の水準や一般統計情報に基づく業界全体の水準等を総合的に考慮し決定しています。

（業績連動報酬に関する業績指標の内容及び業績連動報酬の額の算出方法に関する決定方針）

業績連動報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、連結当期純利益や連結ROE等の全社業績指標又は各カンパニー若しくは部門ごとに設定する営業利益やROA等のカンパニー／部門業績指標、及び定性評価に関する非財務指標等を用いて、単年度の目標に対する達成度合いに応じた支給額（役員ごとに設定する基準額の0%～200%の範囲で変動します。）を決定し、年1回支給します。

なお、当該業績指標、各業績指標の目標及びウェイト並びに業績連動報酬の額の算出方法等については、報酬指名諮問委員会が審議の上決定しています。

(報酬の種類別の割合に関する決定方針)

基本報酬と業績連動報酬の割合については、各々の報酬の性格並びに事業環境等を考慮しながら役位に準じて決定するものとし、各報酬に係る構成の割合は、おおむね基本報酬が70%~80%、業績連動報酬が20%~30%としています。

(個人別の報酬の内容についての決定に関する事項)

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬額及び業績評価等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその決定について委任を受けるものとします。代表取締役社長は報酬指名諮問委員会の答申を得た上でその意見を尊重し、上記について決定します。

(6) 役員の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	64	58	6	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	22	22	—	2
社外取締役(監査等委員を除く)	17	17	—	3
社外取締役(監査等委員)	11	11	—	5

(注) 上記の報酬のほか、使用人兼務役員3名に対する使用人給与(賞与含む)として42百万円支給しています。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査の状況

- ① 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人
- ② 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触したと認められた場合、及び会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とします。

(2) 監査報酬の内容等

① 会計監査人に対する報酬の内容

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	61百万円	—
連結子会社	—	—
計	61百万円	—

② 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、妥当なものと判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っています。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 基本方針

- ① 内部統制システムは会社の業務の適正を確保するために必要であるという認識の下、代表取締役社長をトップとする全社体制を構築する。
- ② 取締役会等、業務の執行に関する審議及び報告について、基準等を社内規程として整備し、法令、定款及び社内規程に従って適正なる業務執行を行う。
- ③ 監査等委員会設置会社とし、監査等委員である取締役を含め業務執行を行わない社外取締役が3分の1以上を占める取締役会構成とする。これにより、取締役会の監督機能を高め、意思決定における透明性・公正性を確保する。また、独立の立場から監査等委員会の監査を受け、適正な業務執行を行う経営体制を実現する。

- ④ 執行役員制を活用し、効率的な業務執行を行う。また、社外取締役のほか、必要に応じて社外の専門家の意見を求め、客観的、合理的な判断を積極的に取り入れる。
- ⑤ 内部統制のうち、特にコンプライアンス、リスクマネジメントの体制を構築、維持するための担当役員（執行役員を含む）を定めた上、推進担当部門を明確化し、全社的な取組を推進する。
- ⑥ 次項の体制を含め、本方針に沿った体制を整備、運用するのみならず、日常業務において内部監査を実施し、不断の見直しと改善によって、内部統制の実効性を継続して強化する。
- ⑦ 次項で各体制として示す担当役員、組織、委員会、その他の要素については、それぞれの目的を損なわない場合には、統合によって重複を避け、効率的な運用を行う。

(2) 整備すべき体制と構築方針

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報・文書は、社内規程類及び管理マニュアル等に従って適正に保存・管理する。
 - ・特に、重要な情報を識別し、その漏洩・毀損・散逸等のないよう適切に保管する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスクマネジメント運営のための規程類にのっとり、部門横断的な委員会を設置して全社的な視点によるリスクマネジメントを推進する。
 - ・上記委員会等の全社的組織の活動及び内部監査等を通して、業務の執行における法令等の違反その他の事由による損失の危険の発見に努め、発見された危険については、速やかにこれに対する対応策の必要性を判断し、必要ならば基準、手順等を含む具体的な対応策を講じることができる体制とする。
 - ・災害等の有事に備えるため、危機対策本部の設置等、対応について定めるとともに、定期的に訓練を実施する。
 - ・必要に応じて特定の法令遵守等に関する規程類を整備し、また、個別のリスクに対応するための定例会議その他の体制を整備する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・中期計画及び年度計画を策定し、これらに基づき目標達成に努めるとともに、進捗について定期的に確認を行う。
 - ・執行役員制の採用により、役割を明確化し、より迅速な意思決定を図る。
 - ・取締役会付議事項について取締役会規則を遵守し、資料の検討と審議を充分行った上で経営判断を行う。
 - ・取締役会、常務会を含む主要な会議について年間日程を設定し、これを基に計画的に開催する。（ただし、必要な場合には臨時に招集し、機動的な対応を行う。）
 - ・日常の業務については、業務分掌、決裁権限等の社内規程類に従って適正な権限に基づく意思決定と執行を行う。
- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス規程、倫理規程、その他の規程類や行動基準を定め、自律性を重んじる気風の醸成に努める。
 - ・マニュアルその他の運用ツールや社内研修等を通して全社の法令・定款の遵守徹底を図る。
 - ・法令・定款等の違反について内部通報を受け付けるためのホットラインを設置する。
 - ・コンプライアンス状況を監視するため、内部監査を実施する。
 - ・万一違反等の問題が発生した場合には、速やかに取締役会及び監査等委員会に報告し、必要に応じて臨時の委員会等により対応策を講じる体制とする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・コンプライアンスのための体制の整備を担当する役員は、当社グループ全体のコンプライアンス確保のための体制を構築する権限と責任を持つものとする。
 - ・内部統制のための体制構築方針をグループ内で共有し、一貫した体制づくりを行う。
 - ・各子会社において取締役会規則、決裁権限、業務分掌その他の規程を整備し、年度計画等により目標を共有することにより、有効かつ効率的な運用を図る。子会社の決裁及び報告については社内規程類を厳格に適用し、各社の取締役会等の機関を通して経営に関する決定を監督する体制とする。
 - ・子会社における損失の危険が発見された場合は、上記と同様に取り扱う。
 - ・子会社が当社に報告すべき事項について規程を設け、明確化した上で、適切に運用する。事業運営に関する報告については、会議を定期的に開催し、これに子会社を招集し報告を行わせる。

- ・当社より子会社の取締役及び監査役を派遣することにより、重要な情報の報告の漏れを防ぎ、適切に監督する体制とする。
 - ・当社の方針に沿ったリスクマネジメント体制を各子会社で整備するものとし、内部監査等を通して実効性を確認する。
 - ・当社の設けるホットラインを子会社の社員にも周知させ、違反についての内部通報を受け付ける体制とする。
- ⑥ 監査等委員会の職務の実効性を確保するための体制
- ・内部監査部門は、監査の結果を担当取締役のほか監査等委員会に報告する。
 - ・監査等委員会は、必要に応じ、内部監査部門に調査を指示することができる。内部監査部門はその調査結果を監査等委員会に直接報告する。
 - ・監査等委員会が求める場合には専任の使用人を置き、監査等委員会の補助に当たらせる。監査等委員会より受けた業務命令に関して、当該使用人は監査等委員以外の取締役の指揮命令系統には属さず、独立して監査等委員会の職務の補助に当たるものとし、当該使用人の人事に関する事項は監査等委員会の事前の同意を得て行うものとする。
 - ・取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。監査等委員会の職務執行への協力については規程により定める。監査等委員会の補助を行う使用人を置く場合は、当該使用人への協力についても同規程の定めを含むものとみなす。
 - ・当社は、監査等委員である常勤取締役を置く。取締役会以外の重要な会議についても監査等委員である常勤取締役の出席を求め、情報の共有を図るとともに、意見等を聞くことができる体制とする。子会社が出席する主な会議に監査等委員である取締役が出席し、直接報告等を聞くことを可能にする。
 - ・原則として、当社の監査等委員である常勤取締役は子会社の監査役を兼ねることにより、子会社の取締役会その他において直接報告等を聞くことを可能にする。
 - ・監査等委員会に報告したことを理由とした不利な取扱いを禁止する。その旨を規程により明確化し、周知する。子会社の取締役又は使用人が監査等委員会に報告した場合についても同様とする。
 - ・監査等委員会の職務の執行について生ずる費用は、実績を基に、監査等委員会と調整の上で年度予算に組み込み、監査等委員会より要請がある場合には前払を行うことを含め、適切に処理を行う。また、これにかかわらず、監査等委員会の職務に要する費用について監査等委員会からの特別の要請があるときは、これを拒む正当な理由がある場合を除き、要請に沿うように対応するものとする。
 - ・以上のほか、管理本部の担当役員、並びにリスクマネジメント担当役員、コンプライアンス担当役員は、監査等委員会との連携を通じ、監査の実効性向上を図らなければならない。その他の役員についても監査等委員会の意見を十分に尊重し、監査の実効性確保に協力しなければならない。

(3) 運用状況の概要

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
社内規程類及び管理マニュアル等に従って、毀損、散逸等のないよう適切に管理保存しています。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクマネジメント担当役員を置き、関連規程を整備するほか、常勤役員及び執行役員で構成するリスクマネジメント委員会を開催し、情報共有によるリスク管理及び未然防止に努めています。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会規則で取締役会付議事項を明記するほか、社内規程で執行役員その他の役職者の決裁権限を明確にし、意思決定の迅速化、効率化を図っています。
- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社はコンプライアンス担当役員を定め、コンプライアンス規程、倫理規程、行動規準等の関連規程類に従い、法令遵守に努めています。また、当社及び子会社において内部通報のためのホットラインを整備し、実効性の確保に努めています。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社のコンプライアンス推進室が作成し、取締役会で承認した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しています。
- ⑥ 監査等委員会の職務の実効性を確保するための体制
当社及び子会社の取締役若しくは従業員が監査等委員である取締役からの照会に速やかに対応するよう社内規程を定めるほか、社内の主要会議へ監査等委員である常勤取締役の出席を求め、また監査等委員である常勤取締役とコンプライアンス推進室との会合を毎月開催して、情報共有や意見交換に努めています。

附属明細書

他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	小野口 匡 史	岩通ネットワークソリューション株式会社	代表取締役社長	子会社

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,166	流動負債	3,616
現金及び預金	7,347	支払手形及び買掛金	1,113
受取手形	313	未払金	774
電子記録債権	800	契約負債	411
売掛金	3,928	未払法人税等	185
商品及び製品	2,052	賞与引当金	463
仕掛品	1,203	製品保証引当金	109
原材料及び貯蔵品	3,260	その他	557
その他	261	固定負債	13,118
貸倒引当金	△1	長期借入金	6,025
固定資産	27,556	繰延税金負債	3,377
有形固定資産	24,322	株式給付引当金	42
建物及び構築物	8,107	退職給付に係る負債	3,078
機械装置及び運搬具	613	その他	594
工具、器具及び備品	551	負債合計	16,735
土地	15,049	(純資産の部)	
無形固定資産	197	株主資本	27,633
投資その他の資産	3,037	資本金	7,882
投資有価証券	2,577	資本剰余金	8,805
その他	491	利益剰余金	11,049
貸倒引当金	△31	自己株式	△104
		その他の包括利益累計額	962
		その他有価証券評価差額金	775
		退職給付に係る調整累計額	186
		非支配株主持分	1,391
		純資産合計	29,987
資産合計	46,723	負債純資産合計	46,723

連結損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	21,290
売上原価	14,308
売上総利益	6,981
販売費及び一般管理費	7,471
営業損失 (△)	△489
営業外収益	127
受取利息	8
受取配当金	59
受取地代家賃	34
受取手数料	14
その他	11
営業外費用	154
支払利息	43
株式交付費	17
為替差損	43
固定資産除却損	30
その他	19
経常損失 (△)	△516
特別利益	1,127
投資有価証券売却益	222
関係会社株式売却益	878
受取保険金	26
特別損失	26
災害による損失	26
税金等調整前当期純利益	584
法人税、住民税及び事業税	117
法人税等調整額	△81
当期純利益	548
非支配株主に帰属する当期純利益	21
親会社株主に帰属する当期純利益	526

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,025	6,948	10,547	△112	23,408
会計方針の変更による累積的影響額			△23		△23
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,025	6,948	10,523	△112	23,384
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			526		526
新株の発行	1,857	1,857			3,714
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				9	9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,857	1,857	526	8	4,249
当期末残高	7,882	8,805	11,049	△104	27,633

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	483	124	160	768	－	24,176
会計方針の変更による累積的影響額						△23
会計方針の変更を反映した当期首残高	483	124	160	768	－	24,152
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						526
新株の発行						3,714
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	291	△124	26	193	1,391	1,585
当期変動額合計	291	△124	26	193	1,391	5,834
当期末残高	775	－	186	962	1,391	29,987

連結注記表

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

岩通マニュファクチャリング(株)、岩通ソフトシステム(株)、東通工業(株)、岩通ネットワークソリューション(株)、電通サービス(株)、岩通ビジネスサービス(株)、岩通ケミカルクロス(株)、KROインベストメント合同会社を営業者とする匿名組合

(2) 連結の範囲の変更

groxi(株)については、2023年6月30日付けで保有株式の全てを売却したため、Iwatsu (Malaysia) Sdn. Bhd. については、2023年9月1日付けで保有株式の全てを売却したため、連結の範囲から除外しています。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちKROインベストメント合同会社を営業者とする匿名組合の決算日は、2月28日です。連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しています。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

(b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3～69年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

③ 製品保証引当金

無償保証期間中の修理に備えるため、将来発生する修理見積額を計上しています。

④ 株式給付引当金

社内規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しています。
 - ③ 小規模企業等における簡便法の採用
連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① 商品及び製品の販売
情報通信事業において情報通信機器の販売、印刷システム事業において印刷・製版機及び関連消耗品の販売、電子計測事業において電子計測器及び電子部品の販売等を行っています。これらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。
 - ② 請負契約
情報通信事業において情報通信ソリューション、受託生産等の請負契約を締結しています。当該請負契約については、主に成果物を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 連結財務諸表に計上した金額

商品及び製品	2,052百万円
原材料及び貯蔵品	3,260百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げているが、営業循環過程から外れた滞留品については、一定の回転期間を超える場合過去の販売や廃却実績に基づき定期的に帳簿価額を切り下げる方法により、処分見込品については、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げる方法により、収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理しています。

滞留品の規則的な帳簿価額の切り下げは、当社グループが扱う棚卸資産の特性上、製造又は購入から販売や廃却等までの保有期間が長期にわたることから見積りの不確実性があり、また、処分見込品の評価に際しては、処分見込みの有無についての判断を伴うことから、翌期の連結財務諸表において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

会計方針の変更に関する注記

1. 棚卸資産の評価方法の変更

棚卸資産の評価方法は、従来、主として移動平均法による原価法を採用していましたが、当連結会計年度より主として総平均法による原価法に変更しています。この変更は、基幹システムの変更を契機に、評価方法を見直したことに伴うものです。なお、この変更による影響は軽微であるため、遡及適用は行っていません。

2. 収益認識基準の変更

従来、商品及び製品の販売のうち国内の販売において出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識していましたが、当連結会計年度より引渡時点で収益を認識する方法に変更しています。この変更は、基幹システムの変更を契機に、経済的実態をより適切に反映させるために行ったものです。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されています。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は23百万円減少しています。

表示方法の変更に関する注記

1. 連結貸借対照表

前連結会計年度において区分掲記していた「ソフトウェア」は、重要性が低下したため、当連結会計年度においては無形固定資産に含めて表示しています。また、前連結会計年度において区分掲記していた「短期借入金」は、重要性が低下したため、当連結会計年度においては流動負債の「その他」に含めて表示しています。さらに、前連結会計年度において固定負債の「その他」に含めていた「長期借入金」は、重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記することとしました。

2. 連結損益計算書

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めていた「受取手数料」は、重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記することとしました。また、前連結会計年度において区分掲記していた「受取保険金」は、重要性が低下したため、当連結会計年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物及び構築物	3,351百万円
土地	5,140百万円
合計	8,492百万円
長期借入金	6,000百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,896百万円

連結損益計算書に関する注記

棚卸資産の帳簿価額の切下げに関する事項

売上原価	191百万円
------	--------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式	14,980,344株
------	-------------

2. 配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	373	25.00	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 配当金の総額には、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

仕入債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日です。また、その一部には原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で4年後です。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、売上債権について各営業部門及び経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて、同様の管理を行っています。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を検証することなどにより、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における売上債権のうち20%が特定の大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、期末日における時価及びその差額

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,566	1,566	－
資産計	1,566	1,566	－
長期借入金	6,025	6,025	△0
負債計	6,025	6,025	△0

(注) 1. 現金は注記を省略しています。また、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、買掛金及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

2. 市場価格のない株式等である非上場株式等（連結貸借対照表計上額942百万円）は、「有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 持分相当額を純額で計上する組合等への出資（連結貸借対照表計上額68百万円）は、「有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	1,566	—	—	1,566
資産計	1,566	—	—	1,566

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	6,025	—	6,025
負債計	—	6,025	—	6,025

(3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

② 長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似することから、当該帳簿価額によっており、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社は、東京都に賃貸用のオフィスビル（土地を含む）等を有しています。

当期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は327百万円（賃貸収益は売上収益に、主な賃貸費用は売上原価に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりです。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
12,299	8,350	20,649	24,317

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

2. 当期増減額のうち、主な増加額は不動産の取得（8,562百万円）です。

3. 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっています。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	情報通信	印刷システム	電子計測	不動産	
情報通信機器	11,127	—	—	—	11,127
情報通信ソリューション	1,031	—	—	—	1,031
受託生産	1,046	—	—	—	1,046
印刷・製版機及び関連消耗品	—	1,175	—	—	1,175
電子計測器	—	—	1,974	—	1,974
電子部品	—	—	1,109	—	1,109
その他	2,207	515	222	21	2,967
顧客との契約から生じる収益	15,412	1,691	3,306	21	20,432
その他の売上収益	—	—	—	858	858
合計	15,412	1,691	3,306	879	21,290

2. 収益を理解するための基礎となる情報

通常の支払条件は、引渡し後おおむね3か月以内です。

顧客との契約には製品等が合意された仕様に従っていることの保証が含まれており、この保証に対して製品保証引当金を認識しています。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は、主として保守契約について保守サービス提供前に顧客から受け取った前受対価です。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、635百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,921.77円

2. 1株当たり当期純利益 45.36円

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,427	流動負債	4,765
現金及び預金	5,848	買掛金	949
受取手形	274	短期借入金	2,131
電子記録債権	625	未払金	526
売掛金	3,290	未払費用	187
商品及び製品	1,958	契約負債	386
仕掛品	928	賞与引当金	259
原材料及び貯蔵品	3,009	製品保証引当金	109
その他	493	その他	216
貸倒引当金	△1	固定負債	5,919
固定資産	20,687	繰延税金負債	3,282
有形固定資産	13,639	株式給付引当金	42
建物	3,861	退職給付引当金	2,094
構築物	117	その他	498
機械及び装置	284	負債合計	10,684
工具、器具及び備品	467	(純資産の部)	
土地	8,908	株主資本	25,655
その他	0	資本金	7,882
無形固定資産	189	資本剰余金	8,799
ソフトウェア	152	資本準備金	8,799
その他	37	利益剰余金	9,077
投資その他の資産	6,858	利益準備金	1,037
投資有価証券	3,999	その他利益剰余金	8,039
関係会社株式	2,493	圧縮積立金	6,734
その他	397	繰越利益剰余金	1,305
貸倒引当金	△31	自己株式	△104
		評価・換算差額等	775
		その他有価証券評価差額金	775
資産合計	37,115	純資産合計	26,430
		負債純資産合計	37,115

損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	16,286
売上原価	11,070
売上総利益	5,215
販売費及び一般管理費	6,094
営業損失 (△)	△878
営業外収益	209
受取利息	14
受取配当金	119
出資金運用益	22
受取地代家賃	33
その他	19
営業外費用	84
支払利息	20
株式交付費	17
為替差損	20
固定資産除却損	19
その他	5
経常損失 (△)	△752
特別利益	1,839
投資有価証券売却益	222
関係会社株式売却益	1,590
受取保険金	26
特別損失	26
災害による損失	26
税引前当期純利益	1,060
法人税、住民税及び事業税	30
法人税等調整額	△30
当期純利益	1,060

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
				圧縮積立金			
当期首残高	6,025	6,942	6,942	1,037	6,776	224	8,037
会計方針の変更による累積的影響額						△23	△23
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,025	6,942	6,942	1,037	6,776	200	8,013
当期変動額							
当期純利益						1,060	1,060
新株の発行	1,857	1,857	1,857				
圧縮積立金の取崩し					△41	41	－
自己株式の取得							
自己株式の処分							
会社分割による増加						3	3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,857	1,857	1,857	－	△41	1,105	1,063
当期末残高	7,882	8,799	8,799	1,037	6,734	1,305	9,077

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△112	20,892	483	483	21,375
会計方針の変更による累積的影響額		△23			△23
会計方針の変更を反映した当期首残高	△112	20,868	483	483	21,352
当期変動額					
当期純利益		1,060			1,060
新株の発行		3,714			3,714
圧縮積立金の取崩し		－			－
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	9	9			9
会社分割による増加		3			3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			291	291	291
当期変動額合計	8	4,786	291	291	5,078
当期末残高	△104	25,655	775	775	26,430

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、匿名組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) 棚卸資産

主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

ソフトウェア 3～5年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(3) 製品保証引当金

無償保証期間中の修理に備えるため、将来発生する修理見積額を計上しています。

(4) 株式給付引当金

社内規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 商品及び製品の販売

情報通信事業において情報通信機器の販売、印刷システム事業において印刷・製版機及び関連消耗品の販売、電子計測事業において電子計測器及び電子部品の販売等を行っています。これらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。

(2) 請負契約

情報通信事業において情報通信ソリューション、受託生産等の請負契約を締結しています。当該請負契約については、主に成果物を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 財務諸表に計上した金額

商品及び製品	1,958百万円
原材料及び貯蔵品	3,009百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げっていますが、営業循環過程から外れた滞留品については、一定の回転期間を超える場合過去の販売や廃却実績に基づき規則的に帳簿価額を切り下げる方法により、処分見込品については、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げる方法により、収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理しています。

滞留品の規則的な帳簿価額の切り下げは、当社が扱う棚卸資産の特性上、製造又は購入から販売や廃却等までの保有期間が長期にわたることから見積りの不確実性があり、また、処分見込品の評価に際しては、処分見込みの有無についての判断を伴うことから、翌期の財務諸表において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

会計方針の変更に関する注記

1. 棚卸資産の評価方法の変更

棚卸資産の評価方法は、従来、主として移動平均法による原価法を採用していましたが、当事業年度より主として総平均法による原価法に変更しています。この変更は、基幹システムの変更を契機に、評価方法を見直したことに伴うものです。なお、この変更による影響は軽微であるため、遡及適用は行っていません。

2. 収益認識基準の変更

従来、商品及び製品の販売のうち国内の販売において出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識していましたが、当事業年度より引渡時点で収益を認識する方法に変更しています。この変更は、基幹システムの変更を契機に、経済的実態をより適切に反映させるために行ったものです。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されています。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は23百万円減少しています。

表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において区分掲記していた「未収入金」は、重要性が低下したため、当事業年度においては流動資産の「その他」に含めて表示しています。また、前事業年度において区分掲記していた「預り金」は、重要性が低下したため、当事業年度においては流動負債の「その他」に含めて表示しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	11,736百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	324百万円
短期金銭債務	2,495百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	3,443百万円
営業取引以外による取引高	85百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項	
普通株式	100,270株

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

通常の支払条件は、引渡し後おおむね3か月以内です。

顧客との契約には製品等が合意された仕様に従っていることの保証が含まれており、この保証に対して製品保証引当金を認識しています。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	913百万円
棚卸資産評価損	383百万円
関係会社株式評価損	323百万円
賞与引当金	79百万円
退職給付引当金	641百万円
退職給付信託	346百万円
その他	148百万円

繰延税金資産小計 2,836百万円

 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 $\triangle 913$ 百万円

 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 $\triangle 1,922$ 百万円

評価性引当額小計 $\triangle 2,836$ 百万円

繰延税金資産合計 —

繰延税金負債

圧縮積立金	$\triangle 2,972$ 百万円
その他有価証券評価差額金	$\triangle 310$ 百万円

繰延税金負債合計 $\triangle 3,282$ 百万円

繰延税金資産（負債）の純額 $\triangle 3,282$ 百万円

関連当事者情報に関する注記

関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	岩通ソフトシステム(株)	(所有) 直接100.0	当社製品のソフトウェア開発 役員の兼任	資金の借入れ	7	短期借入金	560
子会社	東通工業(株)	(所有) 直接100.0	当社製品の修理 役員の兼任	資金の借入れ	50	短期借入金	494
子会社	岩通ビジネスサービス(株)	(所有) 直接100.0	当社の建物等の 保守管理 役員の兼任	資金の借入れ	50	短期借入金	589

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入れについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。なお、担保の提供はしていません。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,776.22円
- 1 株当たり当期純利益 91.31円

附属明細書

有形固定資産等明細表

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	4,036	16	0	191	3,861	4,678
	構築物	131	－	－	13	117	243
	機械及び装置	269	64	0	48	284	483
	工具、器具及び備品	444	219	20	175	467	6,327
	土地	8,908	－	－	－	8,908	－
	その他	0	－	－	－	0	4
	計	13,790	300	21	429	13,639	11,736
無形固定資産	ソフトウェア	503	85	－	436	152	－
	その他	37	－	－	－	37	－
	計	540	85	－	436	189	－

(注) 当期減少額には、会社分割による減少が含まれています。

引当金明細表

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	33	0	－	33
賞与引当金	271	259	271	259
製品保証引当金	76	86	53	109
株式給付引当金	42	9	9	42
退職給付引当金	2,133	104	143	2,094

販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要
給料及び手当	1,342	
賞与引当金繰入額	162	
退職給付費用	109	
支払手数料	1,016	
減価償却費	138	
製品保証引当金繰入額	86	
研究開発費	1,493	
その他	1,745	
合計	6,094	

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

岩崎通信機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島 義 浩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 川 又 恭 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩崎通信機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩崎通信機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

岩崎通信機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島 義 浩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 川 又 恭 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩崎通信機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第115期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしましたので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、監査等委員全員で行う監査に加え常勤の常任選定監査等委員が実施した監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、その職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等を包含する体系で整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

岩崎通信機株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 西村 隆治 ㊟
常勤監査等委員 佐藤 修 ㊟
社外監査等委員 河本 茂 ㊟
社外監査等委員 田中 利明 ㊟
社外監査等委員 高橋 禎一 ㊟